

質 疑 回 答 書

令和 7年 11 月 13日
吹田市水道部

件 名 設計積算及びマッピングシステム関連機器の購入

番号	項 目	質 疑 事 項	回 答
1	仕様書 P10 第3章 機器の要件 (9)クライアント端末及びソフトウェア(ノート型)	④についてノートPC及びタブレット端末の保守サービスという認識でよろしいでしょうか。	第3章(9)④はノート型端末の保守サービスについての記載です。なお、第5章保守要件に、ノート型端末を含めた保守対象機器について記載しています。
2	仕様書 P13,14 第5章 保守要件 (1)基本要件及び(3)ハードウェア保守対応	(1)には5年間とありますが、(3)には設計積算システムの記載がありません。設計積算システムの保守は不要という解釈でよろしいでしょうか。あるいは、障害切り分け等の一次窓口がマッピングシステムのみという理解になりますでしょうか。	設計積算システムについては、1年間のメーカー保守のみ必要となり、障害切り分け等の対応は不要です。
3	仕様書 P13 第5章 保守要件 (1)基本要件	保守につきまして、納入日から5年とありますが、DELLの場合、出荷日から5年となります。考慮いただけないでしょうか。	原則、納入日から5年とします。ただし、キッティング作業等に要する日数は考慮します。